

【資料１】今後の案件

今後の案件

<元請現場>

現 場		内 容	予 定
埼玉県北足立郡伊奈町	(有)高橋総業	荷捌き場増築・外構工事	9/9～10/上旬
さいたま市岩槻区	(株)ホンダ 本社	テラス新設工事	8/1～10/末
埼玉県戸田市	全協化成工業(株)	土間改修工事	8/26～9/11
さいたま市岩槻区	(株)ホンダ 本社 倉庫	鉄骨2F建て倉庫	確認取得後
埼玉県吉川市	吉野電化工業(株)吉川工場	別棟新築工事他改修	(仮)10月頃
栃木県小山市	(株)UACJ押出加工小山	テント倉庫入口増設工事	9月中
栃木県小山市	(株)UACJ押出加工小山	一押天井塗装	9月
東京都中央区	シャネル銀座	内装塗装、タイル	9月
茨城県ひたちなか市	(有)佐藤電化工業所	屋根葺き替え工事	9月
埼玉県越谷市	吉野電化工業(株)宮前工場	各所改修・解体工事	年内
栃木県小山市	(株)UACJ押出加工小山	FC棟鉄骨交換・塗装	年末年始

<下請現場>

現 場		内 容	予 定
東京都大田区	5大田市場青果棟外周開口部改修工事		～9月末
東京都武蔵野市	コルティーレ吉祥寺大規模修繕工事	2025年1月中旬～4月末	
千葉県中央区	JFEスチール(株)千葉製造所	事務所棟改修工事	2025年1月着工

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

- 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > [2024年7月](#) > 令和6年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

報道関係者各位

令和6年7月30日（火）

照会先

労働基準局安全衛生部労働衛生課
課長 松岡 輝昌

副主任中央労働衛生専門官 丸山
太一

(代表電話) 03 (5253) 1111

(内線5498)

(直通電話) 03 (3502) 6755

令和6年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

今年のスローガンは「推してます みんな笑顔の 健康職場」

厚生労働省は、10月1日（火）から7日（月）まで、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、一般公募で募った268作品の中から、水野綾子さん（愛知県）の作品「**推してます みんな笑顔の 健康職場**」に決まりました。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。（別添中8・10参照）

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことができるような、愛される職場づくりを目指していくことを表しています。



[（別添）令和6年度全国労働衛生週間 実施要綱 \[PDF形式：334KB\]](#)



令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

 - ア 重点事項
 - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライ

フ・バランス)の推進

- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ)転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
 - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - c SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - d ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底

- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と

仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 両立支援コーディネーターの活用
- f 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
- d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

(ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

(コ)小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用

(サ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

イ 労働衛生3管理の推進等

(ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康

に就業するための取組の推進に関する事項

- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

災害速報

件名 (株)ホンダ新事務所 地盤掘削時の水道管破断

1. 災害発生日 2024年 6月 24日(月) 15時頃
2. 災害発生場所 (株)ホンダ 新事務所 正面駐車場敷地
3. 組織区分 本体 ・ 協力会社 ・ その他 ()
4. 負傷者 あり ・ なし
所属：
年齢：
勤続年数：
当該作業年数：
5. 災害区分 掘削工事
負傷状況
治療状況
6. 担当監督者役職
7. 災害発生状況

8:00	段取りの確認
9:00	作業開始
15:00	バックホーによる水道管破断
15:15	森川より水道局に対応要請
15:35	水道局到着
15:40	水中ポンプにて水抜き開始
16:00	水道局施工開始
16:30	対応完了

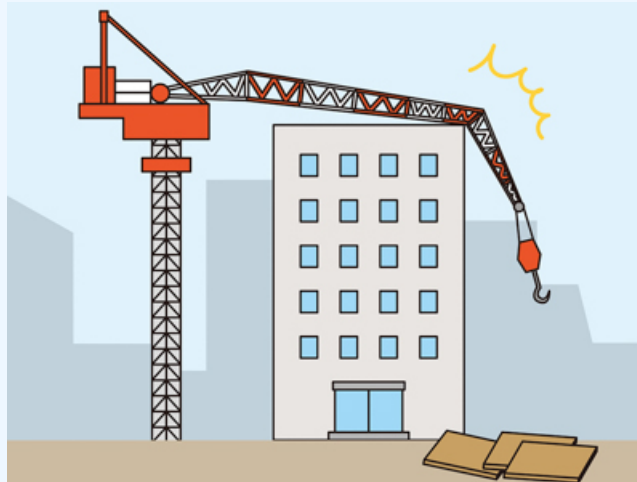
8. 写真



【資料3-2】クレーン折損(せっそん) 厚労省サイトよ

 このページを印刷する

クライミングクレーンのジブの後方転倒



業種		鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業
事業場規模		1～4人
機械設備・有害物質の種類(起因物)		クレーン
災害の種類(事故の型)		転倒
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数		死亡者数：0人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)		老朽、疲労、使用限界
発生要因(人)		憶測判断
発生要因(管理)		欠陥のある機械、装置、工具、用具等を用いる

No.101673

発生状況

建設工事現場に設置したクライミングクレーン（つり上げ荷重2.9トン）を用いて、型枠用パネルを吊り上げ、荷下ろし場所でジブを伏せていたところ、伏せ動作を止められなくなってジブが倒れ、中間部がビルに当たって折れ曲がった。

このクレーンは、約30年前に製造され、様々な建設現場で、設置、稼働、解体が繰り返されてきた。ジブの伏せ動作が止まらなかった原因は、ジブ起伏用電動機の駆動軸の歯車の歯が折損し、歯がかみ合わずにドラムが空転してしまい、巻かれていた起伏用ワイヤーロープが抜けたことである。クレーンは、建設現場に設置される前に、巻き上げ装置や起伏用ドラムのブレーキライニングの摩耗などを確認しているものの、ドラム内部の歯車の状態までは確認していなかった。

原因

- ・ 起伏用ドラムの駆動軸の歯車の歯が折損したこと
- ・ 作業者は、試運転時に異音がすることに気づいていたが、潤滑剤の充てん後は異音がしなくなったことから「異状なし」と判断し、異音について報告しなかったこと

対策

- ・ 長期間使用したクレーンについては、動力伝達機構（起伏装置、巻き上げ装置、旋回装置の歯車など）の点検を行い、摩耗したものは交換すること
- ・ クレーンの点検時には、異音など動力伝達機構の異常がないか確認すること
- ・ クレーンの動作中に異音が生じた場合は、クレーンの動作を止め、異常がないか確認するとともに、元請等に連絡して必要に応じてクレーンを交換すること

 このページを印刷する

アンケートにご協力ください >

【資料3-3】建築工事現場における熱中症 厚労省サイトより

 このページを印刷する

建築工事現場における熱中症

業種		鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業
事業場規模		－
機械設備・有害物質の種類(起因物)		高温・低温環境
災害の種類(事故の型)		高温・低温の物との接触
建設業のみ	工事の種類	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事
	災害の種類	高熱物等による
被害者数		死亡者数：1人 不休者数：－ 休業者数：－ 行方不明者数：－
発生要因(物)		
発生要因(人)		
発生要因(管理)		

No.779

発生状況

本災害は、マンション工事のスラブ鉄筋配筋作業中、真夏の炎天下の作業であったことより熱中症(日射病)となり、治療の開始が遅れたこともあり、治療のかいもなく死亡に至ったものである。

災害が発生した工事は、鉄筋コンクリート造りのマンションの新築工事であった。被災者が作業していた五階のスラブの床面積は337m²(10.7m×31.5m)であり、スラブ面の高さより約2.5mの位置まで四面に枠組み足場が設置されており、全面にメッシュシートが張られていたため、作業場所には風がほとんど入らない状況であった。

通風をよくしようとして西側の足場のメッシュシートをまくっていたが、他の3面が民家および道路に接しており、飛来落下防止のため、同様の措置がとれない状況にあり、改善の効果はほとんどなかった。災害発生があった地域は災害発生当日まで真夏日が23日間連続していた。

災害発生当日、被災者は午前8時10分より、前日に引き続き5階のスラブの配筋作業を行っていた。スラブの配筋作業は2名1組で行うもので、直径10mmと13mmの鉄筋を配筋する作業であり、作業はしゃがんだ姿勢で行われていた。被災者は61歳と高齢であったこともあり、鉄筋の運搬は行わず、作業場所の近くに仮置された鉄筋の配筋作業のみを行っていた。10時の休憩の少し前になったころ、被災者は職長に対し「調子が悪いので少し休んでいる」と話し、5階のスラブの片隅で休憩した。被災者は両手両足の筋肉が張っているようで自分で手足をさすっていた。顔は赤らんでいた。かなり具合が悪そうであったが、本人は「ちょっと休んでいれば大丈夫」と話していた。10時の休憩になったとき、職長は、被災者の状況を元請の代理人に報告するとともに、被災者が休憩していたところが炎天下であったため、日陰となっている既にコンクリートの打設が終了している階へ連れていった。このときには、被災者は1人では歩けない状

況で、職長に体を支えられての移動であった。移動後にも壁にもたれて座っていた。

職長は、被災者の状況から当日の作業の続行は不可能と判断し、会社に電話を入れ自宅に連れて帰る旨話した。当該現場に材料を運搬する車両があるとのことであったので、その車両に乘坐正午ごろ帰宅させた。

自宅に帰宅した被災者は家人が誰もいなかったこともあり、そのまま休んでいたものと思われる。夕方、家人が帰宅した後も被災者は筋肉が張っていることもあり、湿布薬を貼り休んでいた。翌日、午前4時前に症状が改善されないため救急車の出動を依頼し、持病で通院している病院に搬送された。

診察した医師は、熱中症、脱水(高度)と診断し、治療を行ったが、急性腎不全と虚血性腸炎による消化管出血(下血、吐血)が発症し、11日後死亡したものである。

被災者は、災害発生の前日にも当該現場においての炎天下での作業中、同様の症状を訴えていた。

熱中症

高温環境に対する不適応あるいはストレスが、生体内の許容限界を超えたときに起こる急性障害が熱中症である。一般に熱中症は気温が27～28℃以上になると発現する危険があり、高温はこれを増強し、一方通風が良いと起こりがたい。熱中症には、体温中枢の調節機能失調が原因となる重篤な熱射病のほか、循環障害、血圧降下、虚脱状態を特徴とする熱虚脱、そして熱痙攣などがあるが、作業場で注意しなければならないのは熱痙攣である。これは大量の発汗後に突然発症するが、その原因は脱水による血液の濃縮である。主症状は酷使した筋肉の疼痛性痙攣で、発熱や血圧の異常はみられない。

熱射病

熱痙攣はいい状態が続いて重症化した場合、あるいは強度の温熱負荷により脳温が上昇して、体温調節中枢の失調を招いた場合で、熱射病または日射病と呼ばれる。

頭痛、めまい、悪心から錯乱状態となり、意識不明から昏睡へと進む。筋はむしろ麻痺し、腱反射は低下している。発汗の停止により、皮膚は熱く乾いており、体温は上昇し、しばしば40℃以上になる。この型の熱中症は、重症であり、血液循環に障害をきたし、ショックから死に至ることがある。

以上のほか、高温作業を何日も続けていて全身倦怠、食欲不振、胃腸障害をきたし、次第に体重減少をみることがあるが、これを高温による健康障害の1つの型とすることもある。

また、高温多湿の環境下では、湿った皮膚の角質層の腫脹で汗腺口がふさがれ、汗腺が炎症を起こして赤く腫れ、範囲が広がれば発汗機能を妨げる。これも高温による障害の1つで紅色汗疹と呼ばれる。

出典：「現代労働衛生ハンドブック」

(財団法人 労働科学研究所出版部)

原因

- (1) 強い日差しの中での作業により熱中症(日射病)が発症したこと。
- (2) 連日の猛暑にもかかわらず、暑さへの対策がとられていなかったこと。
- (3) 現出した症状が「熱中症(日射病)」であることに気付かず、その対応が遅れたこと。

対策

- (1) 送風機を設置稼働させたり、通風を良くすることで体感温度の上昇の防止に努めること。
- (2) 飲料水を作業場所の付近に設置し、容易に水分補給できるようにすること。
- (3) 休憩の回数を増やし疲労の蓄積を防止すること。
- (4) 日常の健康状態の把握に努め、作業開始前に健康状態のチェックを行うこと。
- (5) 作業者に日射病の症状および救急措置についての教育を行うこと。